議案第５６号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

記

１　購 入 物 件　　一般職員用椅子　４２０脚
２　契 約 の 方 法　　指名競争入札
３　購 入 価 格　　２４，８０９，４００円
４　契約の相手方　　総社市駅南二丁目１３番地２１
ロワールフジイ
代表　藤　井　康　子

令和６年９月２日提出

総社市長　片　岡　聡　一

提案理由

総社市新庁舎において必要な一般職員用椅子を購入するに当たり，予定価格が２，０００万円以上であることから，市議会の議決を得ようとするものである。

参考資料

物　品　購　入　仮　契　約　書

物品購入について，発注者　総社市　と受注者　ロワールフジイ　との間に，次の条項により契約を締結する。

（契約の要項）

第１条　この契約の要項は，次のとおりとする。

（１）品　　名　　一般職員用椅子

（２）規　　格　　別紙仕様書のとおり

（３）数　　量　　４２０脚

（４）契約金額　　一金　24,809,400　円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　2,255,400　円

（５）納入期限　　令和７年３月３１日

（６）納入場所　　総社市役所　新庁舎（総社市中央１－１－１）

（７）契約保証金　2,480,940　円

契約保証の種類が４の場合は，免除と記入する。

（８）契約保証の種類

（該当する番号に○をする。）　①　現金　　２．有価証券

３．銀行等の金融機関の保証

４．履行保証保険による保証

（契約の保証）

第２条　受注者は，この契約の締結と同時に，次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

（４）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は，契約金額の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により，受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第４号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。

４　契約金額の変更があった場合には，保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで，発注者は，保証の額の増額を請求することができ，受注者は，保証の額の減額を請求することができる。ただし，当該増減に係る契約金額が原請負代金額の３割以内である場合は，この限りでない。

（納入の通知）

第３条　受注者は，物品を納入しようとするときは，その旨を発注者に通知しなければならない。

（検　査）

第４条　発注者は，物品の納入を受けたときは，遅滞なくその検査を行わなければならない。

２　前項の検査に合格しなかったときは，受注者は遅滞なくこれを交換し若しくは補修し又は改造して再検査を受けなければならない。

３　検査に合格したときは，発注者は，当該物品の引渡しを受けるものとする。

４　物品の検査に必要な費用及び検査のため変質し，消耗し又はき損した物品の損失は，受注者の負担とする。

（危険負担）
第５条　前条第３項の引渡し前に生じた物品の亡失，き損等はすべて受注者の負担とする。
（契約不適合責任）
第６条　引渡しを受けた物品が，種類，品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は，発注者は，受注者に対し，当該物品の修補，代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし，受注者は，発注者に不相当な負担を課するものでないときは，発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
２　前項の契約不適合が，発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，発注者は履行の追完を請求することができない。
３　発注者が契約不適合を知ったときから１年以内にその旨を受注者に通知しないときは，発注者は，その契約不適合を理由として，履行の追完の請求をすることができない。ただし，受注者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは，この限りでない。
（代金の支払）
第７条　物品の引渡し後，受注者は所定の手続きにしたがって契約代金を請求するものとする。
２　発注者は，受注者から適法な請求書を受理したときは，３０日以内に契約代金を支払うものとする。
（履行遅滞）
第８条　受注者は，第１条の納入期限までに物品を納入することができないときは，その理由を付して発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。
２　前項の申し出があった場合において，その理由が天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合，又は発注者の責に帰すべきものである場合を除き，受注者は遅延日数に応じ契約代金につき年２．５パーセントの割合で計算して得た額の延滞違約金を発注者に支払わなければならない。
３　発注者は，その責に帰すべき理由により支払期限内に契約代金を支払わなかったときは，その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ，当該未払額につき年２．５パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。
（権利義務の譲渡禁止）
第９条　受注者は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，発注者の承認を得た場合は，この限りでない。
（発注者の解除権）
第１０条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
（２）第４条第１項の検査の結果，物品の全部又は一部が不合格となり，合格すると認められる物品を納入することができないと発注者が認めたとき。
（３）前２号に掲げる場合のほか，受注者が契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
（４）第１２条第１項の規定によらないで，受注者が契約の解除を申し出たとき。
２　前項の規定により契約を解除した場合において，既納物品があるときは，発注者の所有とすることができる。この場合において発注者は当該物品の契約代金相当額を受注者に払わなければならない。
３　第１項の規定により契約が解除された場合は，受注者は違約金として契約金額又は契約を解除する部分の契約金額相当額の１０分の１に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
４　受注者は，前項の違約金を超えて発注者に損害を及ぼしたときは，その損害についてもこれを賠償しなければならない。

（発注者の任意解除権）
第１１条　発注者は，必要があるときは契約を解除することができる。
２　前条第２項の規定は，前項の規定により契約を解除した場合にこれを準用する。
３　第１項の規定により契約を解除した場合には，発注者はこれによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。ただし，その賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
（受注者の解除権）
第１２条　受注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。
（１）天災その他不可抗力により物品を完納することが不可能となったとき。
（２）発注者が契約に違反し，その違反により物品を納入することが不可能となったとき。
２　第１０条第２項及び前条第３項の規定は，前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
（費用の負担）
第１３条　この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は，受注者の負担とする。
（疑義等の決定）
第１４条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
（本契約の成立）
第１５条　この仮契約書は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号，同法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１２１条の２第２項及び総社市財産条例（平成１７年総社市条例第６３号）第２条の規定による総社市議会の議決の日をもって本契約書とみなす。

この契約の締結を証するため，この契約書を２通作成し，発注者及び受注者が記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和 6 年 7 月 11 日

発注者　総社市中央一丁目１番１号
総　社　市
総社市長　　片岡　聡一

受注者　総社市駅南二丁目13番地21
ロワールフジイ
代表 藤井康子

入　札　結　果　表

令和６年７月１０日（水）１４：５０～

件名　一般職員用椅子　４２０脚

総社市役所　西庁舎３階　３０１会議室（東）

決定事項	入札書記載金額（円）		入　札　者		落札金額（円）
	１回	２回	名　称	氏　名	
	23,320,000		有限会社　オギノ商事	代表取締役　荻野　修士	
	24,204,180		株式会社　シマダオール　総社営業所	総社営業所所長　野口　悟	
	22,724,000		有限会社　昭電社	代表取締役　小田原　善彦	
	辞退		有限会社　ながたや	代表取締役　永田　眞一	
落札	22,554,000		ロワールフジイ	代表　藤井　康子	24,809,400
	辞退		株式会社　大久保家具	代表取締役　大久保　剛	
	辞退		有限会社　大丸タンス店	代表取締役　大久保　孝政	
	23,050,000		株式会社　モリヤス	代表取締役　守安　将一	

＊上記入札書記載金額に，100分の10に相当する額を加算した金額が地方自治法上の申込みの金額である。

新庁舎　一般職員用椅子の概要

新庁舎の一般職員用椅子を購入しようとするもの。

座面と背面の調節機能により，各個人に合わせた適切な着座姿勢を維持することができ，長時間の事務作業に対する職員の疲労軽減効果が期待できる。

（イメージ）

【仕様】

座面幅５０ｃｍ×奥行５７～７０ｃｍ×高さ８９～９８ｃｍ

【配置】

新庁舎	１階	１３８脚
	２階	６脚
	３階	１１０脚
	４階	３６脚
	５階	９８脚
	６階	３２脚